

## 市条例の骨子（案）

### 条例制定の背景

昨今の暴力団は、自らを暴力団であることをことさらに隠し、一般的な会社名を使用するなど、社会経済活動に深く食い込み、更には、賭博、麻薬の売買、違法風俗、振り込め詐欺などの犯罪を通じ、資金繰りを行っています。

また、本市では、平成14年に暴力団のけん銃発砲事件や平成20年には、中心市街地へ暴力団事務所が進出し、警察官OBで組織する市民安全指導員が監視活動を行った経緯があります。

このような中、全国的に暴力団排除条例の機運が高まり、神奈川県でも平成23年4月1日に「神奈川県暴力団排除条例」が施行されました。

暴力団排除を推進し、市民の誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会を実現するためには、暴力団排除の基本姿勢等を表し、市民、事業者、警察、行政が一体となった取組が必要不可欠となります。

本市は、平成22年11月に国内3番目となるセーフコミュニティの認証を取得し、市民総ぐるみで「安心・安全なまち」づくりに取り組んでいるところです。

このため、本市においても、神奈川県暴力団排除条例を踏まえ、(仮称)厚木市暴力団排除条例を制定し、より一層の「安心・安全なまち あつぎ」を推進していくものです。

### 【条例の骨子】

#### 総 則

##### 【1目的】

本市からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とします。

##### 【2 定義】

「暴力団排除」「市民等」「暴力団」「暴力団員」「暴力団員等」「暴力団経営支配法人等」について定義

##### 【3 基本理念】

暴力団排除は、市及び市民等が、暴力団が市民生活に不当な影響を与える存在であるという認識の下に、「暴力団を恐れない」、「暴力団に協力しない」、「暴力団を利用しない」ことを基本として、市、市民等、県その他の県内市町村、県警察本部その他の関係機関及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進します。

##### 【4 市の役割】

市は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に実施するものとします。  
市は、施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センターとの緊密な連携を図るよう努めるものとします。  
市は、県が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとします。

##### 【5 市民等の役割】

市民等は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

### 暴力団排除の基本的事項

##### 【6 市職員等への不当な要求に対する措置】

市は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針や体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとします。  
市は、指定管理者が、公の施設の管理業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の整備その他の必要な措置を講ずるものとします。

##### 【7 市の契約事務における暴力団排除】

市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとします。

##### 【8 給付金の交付における暴力団排除】

市は、補助金、利子補給その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとします。

##### 【9 公の施設における暴力団排除】

市は、市が設置する公の施設の管理を、暴力団又は暴力団経営支配法人等に行わせてはならないものとします。  
市長、教育委員会及び指定管理者は、市が設置する公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、利用の承認又は使用の許可を取り消すことができるものとします。

##### 【10 市民等に対する支援】

市は、市民等が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、県、県警察本部その他の関係機関、暴力追放運動推進センター等との連携を図りながら、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

##### 【11 広報及び啓発】

市は、市民等が暴力団排除に関する理解を深めるとともに、暴力団排除の機運を醸成するための広報及び啓発を行うものとします。

##### 【12 意見の聴取】

市長及び教育委員会は、暴力団排除のために必要があると認めるときは、県警察本部その他の関係機関に意見等を求めるものとします。

#### 雑 則

##### 【13 委任】

条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めます。

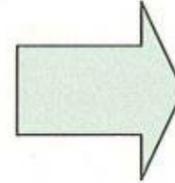
#### 条例の施行期日

平成24年2月1日(予定)

## 【1 目的(案)】について

【MEMO欄】

本市からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とします。



### 【趣 旨】

条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したもの。

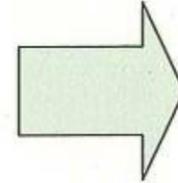
### 【解 説】

- 暴力団は、市民生活や社会経済の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威や不当な影響を与えている存在でとなっています。  
過去に本市では、暴力団の抗争に絡んだ発砲により死傷者がでる事件が発生し、地域の住民を始め、警察、行政、関係団体等が一体となり総力を挙げて、暴力団排除に取り組んだ事例があります。  
また、神奈川県では、暴力団が事業活動又は県民生活に不当な影響を生じさせる存在であることから、暴力団排除についての理念等を定めた「神奈川県暴力団排除条例」を平成 23 年 4 月 1 日に施行しています。  
本条は、本市及び本市をとりまく暴力団情勢にかんがみ、暴力団による不安要因を排除するために、市民等、行政、警察、関係団体等が一体となって、市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安心・安全な市民生活の実現を目的とすることを明記したものです。
- 「市」とは、市役所、市教育委員会などの市の執行機関のすべて及び市議会など、普通地方公共団体総体としての厚木市のことをいいます。

### 【3 基本理念（案）】について

【MEMO欄】

暴力団排除は、市及び市民等が、暴力団が市民生活に不当な影響を与える存在であるという認識の下に、「暴力団を恐れない」、「暴力団に協力しない」、「暴力団を利用しない」ことを基本として、市、市民等、県その他の県内市町村、県警察本部その他の関係機関及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進します。



#### 【趣 旨】

- ・ 暴力団排除を推進する上で、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」という暴力団追放三不運動の精神を踏まえて、基本的理念について規定したもの。

#### 【解 説】

- 「暴力団を恐れない」とは、暴力団から被害を受けたときや暴力団の犯罪を知ったときなどは、どんな些細なことでも、暴力団を恐れずに、勇気を持って必ず警察に届け出るなど、「暴力団の存在を許さない。」という毅然とした態度で臨むこと。
- 「暴力団に協力しない」とは、直接的、間接的を問わず、暴力団に対して、一切の資金の提供を行わないことを始め、暴力団が組織的に行う不法行為に協力することだけでなく、暴力団の合法的な行為に対しても一切協力をしないことをいう。
- 「暴力団を利用しない」とは、交通事故の示談や金銭貸借等、あらゆる民事のトラブル等の処理等に、暴力団の威力や暴力団員を絶対に利用しないこと。暴力団員を組織的な労働力として利用すること等もこれにあたる。

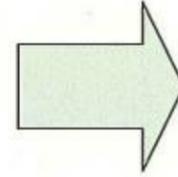
#### ※ 暴力団追放三不運動

「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」

【5 市民等の役割（案）】について

【MEMO欄】

市民等は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。



【趣 旨】

- ・ 暴力団排除に関する市民等の役割の重要性を踏まえ、その役割について規定

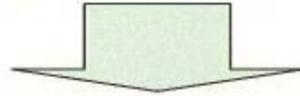
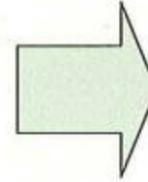
【解 説】

- 暴力団排除のためには、市、県及び警察本部等の行政機関の取組だけでは達成することができないことから、基本理念にあるように、市民等（①市内に居住する者、②市内に通勤し、又は通学する者、③市内で事業を営む個人及び法人その他の団体）においてもそれぞれの立場から、行政機関等と連携・協力して、
  - 「暴力団を恐れない」、
  - 「暴力団に金を出さない」、
  - 「暴力団を利用しない」の『暴力団追放三不運動』を推進するなど、本市からの暴力団排除に積極的に係わるよう努めることを規定

【10 市民等に対する支援（案）】について

【MEMO欄】

市は、市民等が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、県、県警察本部その他の関係機関、暴追センター等との連携を図りながら、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。



【趣 旨】

- ・ 法第 32 条の規定を踏まえ、市民等が暴力団排除活動に積極的に取り組むことができるよう、市が関係機関と連携を図りながら必要な支援を行うことを規定



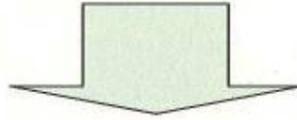
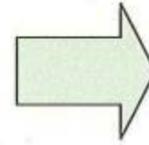
【解 説】

- 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団排除のための活動に資する情報の提供
- 「その他の必要な支援」とは、暴力団による犯罪の手口や実態等の暴力団排除に必要な情報の提供や、暴力団員等に対する対処方法に関する助言等及び暴力団排除のためのノウハウの提供、安全確保に関する配慮等の支援

【 11 広報及び啓発（案） 】について

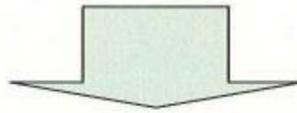
【MEMO欄】

市は、市民等が暴力団排除に関する理解を深めるとともに、暴力団排除の機運を醸成するための広報及び啓発を行うものとします。



【趣 旨】

- ・ 市民等が暴力団排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うことを規定



【解 説】

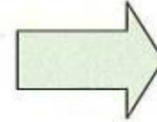
- 「暴力団排除の機運を醸成するための広報及び啓発」とは、暴力団排除の機運の高揚に資するための広報への記事の掲載、チラシ等の配布、キャンペーンの開催等をいう。

MEMO欄

【12 意見の聴取（案）】について

【MEMO欄】

市長及び教育委員会は、暴力団排除のために必要があると認めるときは、  
県警察本部その他の関係機関に意見等を求めるものとします。



【趣 旨】

- ・ 暴力団やその関係企業の活動は流動的であり、その排除を徹底するために、市長及び教育委員会が必要に応じて、神奈川県警察本部その他の関係機関に意見等を求めることについてを規定

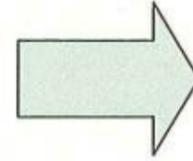
【解 説】

- 「暴力団排除のために必要があると認めるとき」とは、市及び教育委員会が行う暴力団排除の取組において生じた問題等の解決のために、神奈川県警察本部その他の関係機関の意見等が必要であると認めたときをいう。
- 「県警察本部その他の関係機関」とは、神奈川県警察本部長以下、神奈川県内のすべての警察組織をいう。
- 「意見等」とは、暴力団排除に係る個別の事案に対する見解や、情報の照会等をいう。

【13 委 任（案）】について

【MEMO欄】

条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めます。



【趣旨及び解説】

- ・ この条例に規定されている事項の他に、施行に必要な事項がある場合、市長がこの条例とは別に（規則等により）定めることを規定